(4)　北緯三四度〇九分〇七秒三六五一、東経一三五度一二分〇四秒二〇九六の地点
(5)　北緯三四度〇九分〇七秒四七七七、東経一三五度一二分〇六秒九〇〇一の地点
(6)　北緯三四度〇九分〇五秒八五七〇、東経一三五度一二分〇六秒九九八三の地点
(7)　北緯三四度〇九分〇五秒三五九八、東経一三五度一二分〇九秒三七五一の地点
(8)　北緯三四度〇九分〇七秒〇一五四、東経一三五度一二分三六秒〇六八〇の地点
(9)　北緯三四度〇九分〇七秒〇三四四、東経一三五度一二分三六秒三二一九の地点
(10)　北緯三四度〇九分〇五秒二九八八、東経一三五度一二分三六秒四五七一の地点
(11)　北緯三四度〇九分〇五秒二六七八、東経一三五度一二分三六秒一八九二の地点
(12)　北緯三四度〇九分〇五秒一一六八、東経一三五度一二分三四秒五一五二の地点
(13)　北緯三四度〇八分五八秒一四六九、東経一三五度一二分三五秒〇五七九の地点
(14)　北緯三四度〇八分五七秒五六四一、東経一三五度一二分三六秒八二五六の地点
(15)　北緯三四度〇八分五六秒九二六四、東経一三五度一二分三六秒五一七九の地点
(16)　北緯三四度〇八分五七秒五五〇〇、東経一三五度一二分三四秒二二二三の地点
(17)　北緯三四度〇九分〇〇秒一八七二、東経一三五度一二分一七秒七八九四の地点
(18)　北緯三四度〇九分〇〇秒一一七九、東経一三五度一二分一六秒六九九五の地点
(19)　北緯三四度〇八分五九秒六二八五、東経一三五度一二分〇八秒四〇四五の地点
(20)　北緯三四度〇八分四九秒三二三八、東経一三五度一一分五八秒三二二一の地点
(21)　北緯三四度〇八分三七秒三六二八、東経一三五度一二分〇〇秒四五二九の地点
(22)　北緯三四度〇八分三五秒八四七八、東経一三五度一一分五六秒六五七二の地点
(23)　北緯三四度〇八分四〇秒二二七六、東経一三五度一一分五六秒六一七〇の地点
(24)　北緯三四度〇八分四〇秒三八六三、東経一三五度一一分五七秒九七四三の地点
(25)　北緯三四度〇八分四九秒八〇一九、東経一三五度一一分五六秒二六〇四の地点
(26)　北緯三四度〇九分〇一秒一九二一、東経一三五度一二分〇七秒四一七六の地点
(27)　北緯三四度〇九分〇二秒〇二八一、東経一三五度一二分一六秒五四〇四の地点
(28)　北緯三四度〇九分〇一秒九九八六、東経一三五度一二分一八秒六四九三の地点
(29)　北緯三四度〇八分五九秒六七六一、東経一三五度一二分三二秒七一八二の地点
(30)　北緯三四度〇九分〇五秒二六五八、東経一三五度一二分三二秒二五八一の地点
(31)　北緯三四度〇九分〇三秒三五〇八、東経一三五度一二分〇五秒二四九四の地点
(32)　北緯三四度〇八分五六秒九四二八、東経一三五度一一分五九秒五六二四の地点

○環境省告示第七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十八日

環境大臣　山本　公一

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　東芝環境ソリューション株式会社
ロ　住所　神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　北村　真一
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
東京都青梅市末広町二丁目九番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十八年七月十四日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
ニ　東京都多摩環境事務所廃棄物対策課
ホ　青梅市総務部総務課

○関東地方整備局告示第二百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十八日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十二号　山梨県南巨摩郡南部町万沢字境川六九二〇番一から同町万沢字境川六九二三番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月十八日

○関東地方整備局告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十八日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　五十二号　山梨県南巨摩郡南部町万沢字境川六九二〇番一から同町万沢字境川六九二三番一　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年八月十九日

○関東地方整備局告示第二百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十八日

関東地方整備局長　大西　亘